

個人住民税（市町民税・県民税） 特別徴収の事務手引き

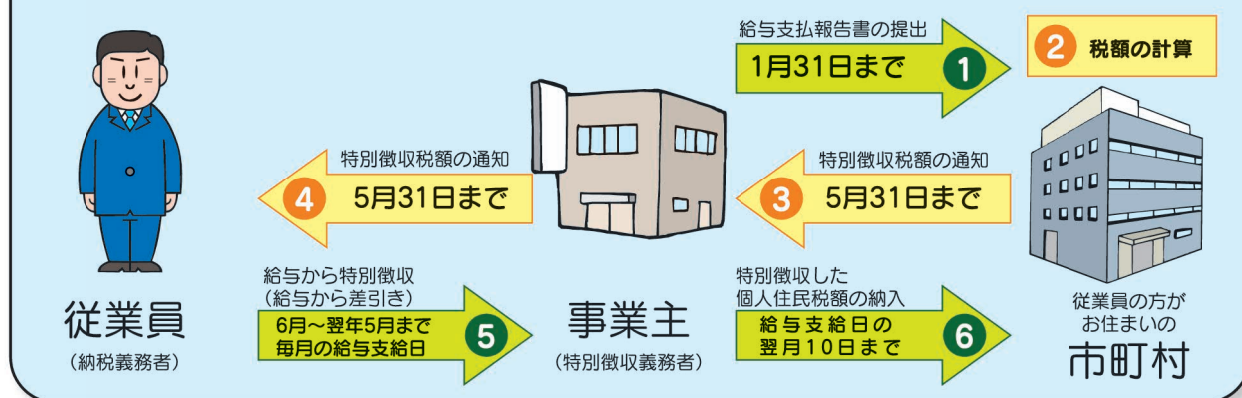
（栃木県内市町提出用）



この手引きでは、特別徴収義務者に指定された事業主の方が行う事務について、大切なポイントをご案内いたします。



特別徴収制度のしくみ



（目 次）

1 給与支払報告書の提出.....	1
2 納期と納入方法.....	3
3 退職者や休職者の徴収方法.....	4
4 異動届出書の提出.....	5
5 その他.....	7
・ 年度途中の特別徴収への切り替え	
・ 特別徴収義務者の所在地・名称・電話番号等の変更	

1 給与支払報告書の提出

提出いただく時期	毎年 年明け1月31日まで ※
提出いただく書類	給与支払報告書(個人別明細書) 給与支払報告書(総括表) (特別徴収することができない方がいるとき 個人住民税の普通徴収への切替理由書)

毎年1月1日現在において給与の支払いをしており、給与所得に係る所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、1月31日※までに「給与支払報告書」を提出しなければならないことになっています。

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いを受けている従業員の方が1月1日現在、お住まいになっている市町です。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌開庁日となります。

◎給与支払報告書の提出は、便利なeLTAX(エルタックス／電子申告)を御利用ください。

<eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先>

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081-459(ハイシンコク) <https://www.eltax.jp/>



●給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

※		※種別		※整理番号		※	
27		支 払 住 所		氏 名		(受給者番号) ×××	
受 付 者		栃木県〇〇〇〇市〇〇〇〇1-1-1		ト井 知		(フリガナ) ト井 知	
				栃木 太郎		(役職名)	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額	
給与・賞与		6,835,000		4,951,500		2,292,254	
源泉徴収税額						28,900	
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		障害者の数(本人を除く)	
特 定 老 人 其 他		特 定 老 人 其 他		特 定 老 人 其 他		特 定 老 人 其 他	
〇				1			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
992,454		115,000		44,800		140,000	
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
176,460		48,000		53,000		72,000	
居住開始年月日 平成21年3月14日		配偶者の合計所得		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額	
妻：花子、子：一郎、二郎(年少)		24,000		36,000		19,600	
f 平成27年3月31日 退職予定		旧生命保険料の金額		旧長期損害保険料の金額			
1		16歳未満者		外国人		死亡退職者	
1		16歳未満者		外国人		死亡退職者	
支 払 住 所		住所(居所)又は所在地		氏名又は名称		(電話) 028-×××-××××	
		栃木県△△△町△△△△2-2-2		△△△ 株式会社			

○「普通徴収への切替理由書」に掲げる理由により、特別徴収をすることができないため、普通徴収に切り替える従業員の方がいる場合には、摘要欄に切替理由書(P2～3参照)の略号と切替理由を記載してください。

○乙欄摘要又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。

※市町ごとに様式が多少異なります。

●給与支払報告書(総括表)の記載例

平成27年度(26年分)給与支払報告書(総括表)		1月31日までに提出してください。	
平成 27 年 1 月 2 日 提出 〇 〇 〇 〇 市 長 様		※ 種 別	※ 指 定 番 号
1 給与の支払期間	平成 26 年 1 月分から 12 月分まで	8 提出区分	年間分 退職者分
2 郵便番号	〒 32×-××××	9 事業種目 その他必要な事項	サービス業
3 (フリガナ) 給与支払者の所在地(住所)	栃木県△△△町△△△△2-2-2 栃木県△△△町△△△△2-2-2 電話 028-×××-××××	10 提出先市区町村数	5
4 (フリガナ) 給与支払者の名称又は氏名	△△△△ カブシキカイシャ △△△△ 株式会社	11 受給者総人員 (他市区町村の受給者も含む)	25 人
5 代表者の職氏名印	代表取締役社長 八汐 るり 印	12 〇〇〇〇市への報告人員	
6 連絡者の所属係氏名電話番号	人事 課 給与 係 氏名 下野 一男 電話 028-×××-×××× 内線	特別徴収 在職者で市県民税を給与から引き去り	1 人
7 会計事務所等の名称	〇×△会計事務所 電話 0287-××-××××	普通徴収 特別徴収できない者 (切替理由書に記載した 合計人数と一致)	2 人
15 特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称) (所在地)	合 計	3 人
		13 所属税務署名	〇〇〇〇税務署
		14 給与の支払方法及びその期日	月給 毎月25日

- ①「受給者総人数」欄には、平成27年1月1日現在、給与を支払っている従業員等の総数を記載してください。
- ②「報告人員」の「特別徴収」欄には、各市町に報告する人員のうち、特別徴収を行う方の人数を記載してください。
- ③「報告人員」の「普通徴収」欄には、各市町に報告する人員のうち、「普通徴収への切替理由書」(下記参照)に掲げる理由により、特別徴収することができないため、普通徴収に切り替える方の人数を記載してください。
- ※市町ごとに様式が多少異なります。

特別徴収することができない方がいるときは...

給料日の間隔が一月を超えるなどの理由により、特別徴収できない従業員の方がいる場合は、給与支払報告書とともに、「個人住民税の普通徴収への切替理由書※」を提出してください。

切替理由書の提出がない場合は、特別徴収になります。

※市町ごとに多少様式が異なります。

次ページ①～③
参照

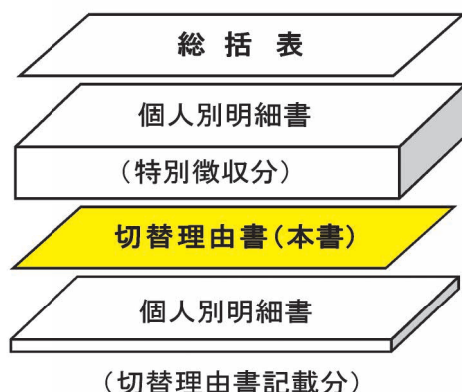
●普通徴収への切替理由書の記載例

個人住民税の普通徴収への切替理由書		指 定 番 号	給与支払者の名称
〇 〇 〇 〇 市 長 様		××××××	△△△△ 株式会社
略号	切替理由(下記a～f以外の理由は不可)	人数	
a	総受給者数が2名以下(他市町村への報告分も含めて計算) [総受給者数＝「受給者総人員」－下記b～fの条件に該当する人数]	人	
b	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者 [乙欄適用者(扶養控除等申告書の提出がない者)を含む。]	人	
c	年間の給与所得が条例で定める均等割非課税基準所得以下の者 [年間の給与の支払金額が 〇〇〇, 〇〇〇円以下の者]	人	
d	毎月の特別徴収すべき税額が給与支払額を超える見込みの者 給与の支払期間が不定期である者[給与が毎月支給されない者]	1 人	
e	事業専従者 [給与支払者が個人事業主の場合のみ該当]	人	
f	退職者又は 給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職する予定の者	1 人	
普通徴収切替人数 合計 ※ 総括表の普通徴収欄の人数と一致します。		2	

次ページ
④参照

- ① 普通徴収に切り替える場合は、「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に必ず略号（a～f）と切替理由を記入してください。
- ② eLTAXにより給与支払報告書を提出する場合でも、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（a～f）と切替理由を入力し、「普通徴収」欄にチェックをしてください。
- ③ a～fの6項目以外の切替理由は認められません。
- ④ 「給与支払報告書（総括表）」の各市町への報告人員のうち、「普通徴収」の欄に記載した人数に一致します。
- ⑤ この切替理由書に、普通徴収に切り替える方（特別徴収できない方）の個人別明細書を添付し、提出してください。（提出時の綴り方等は、下図を御参照ください。）
- ⑥ この切替理由書により普通徴収への切り替えを申し出た場合でも、確認の結果、特別徴収とすることがあります。

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)				障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額	
有	無	有	無	特	定	老	人	其	他	特	別
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円 国民年金保険料等の金額 円 居住開始年月日 平成27年3月31日退職予定 配属者の合計所得 円 新生命保険料の金額 円 旧生命保険料の金額 円											
扶養親族	未成年者	外国人	死亡退職	本人が障害者	その他	専業主婦	専業主夫	勤労学生	就職・退職	就職・退職	就職・退職
人	人	人	人	人	人	人	人	人	年	月	日

乙欄摘要又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。

2 納期と納入方法

納期限は、月割額を特別徴収(給与から差引き)した月の翌月10日※1です

従業員の方から特別徴収した税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、各市町から送付される「納入書」を使用して、金融機関等で納入します。

納入できる金融機関は、各市町にお問い合わせください。取扱金融機関以外で納入する場合は、手数料がかかることがありますので御注意ください。

なお、ゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、各市町が発行する「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書※2」が必要になります。

※1 この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌開庁日となります。

※2 市町ごとに多少名称が異なります。

納期の特例(年2回納入)

特別徴収税額は、原則、毎月(年12回)納入いただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業所で、それぞれの市町に「納期の特例に関する承認の申請書※1」を提出し、承認を受けた場合には、年2回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

特別徴収した月	納期限
6月分から11月分 ※2	12月10日まで
12月分から 5月分 ※2	6月10日まで

ただし、当該市町の徴収金に滞納等があり、納入に支障が生じる恐れがあると認められる場合は、申請が却下、または承認が取消されることがあります。

承認後、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満でなくなった場合には、納期の特例は受けられませんので、その旨、その他必要な事項を記載した届出書をそれぞれの市町に提出しなければなりません。

※1 市町ごとに多少様式が異なります。

※2 各期間の途中で承認を受けた場合、納期の特例を受けられるのは承認を受けた月から各期間の最終月までになります。



3 退職者や休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員の方(納税義務者)から直接納付していただきます。

ただし、従業員の方から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、残りの税額を給与や退職手当等から一括して特別徴収していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については、上記①とは異なり、特別徴収できなくなった残りの税額について、従業員の方(納税義務者)からの申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職手当等から、一括して特別徴収していただくことになっています。(地方税法第321条の5第2項)

(残りの税額が、5月31日までに支払をする給与や退職手当等の額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月に退職する場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

4 異動届出書の提出

提出いただく時期	退職や休職又は転勤等により従業員の異動があった日の翌月10日まで
提出いただく書類	給与所得者異動届出書※

退職や休職又は転勤等により従業員の異動があった場合は、従業員の方のお住まいになっている市町に「給与所得者異動届出書※」を提出する必要があります。
(地方税法施行規則第9条の5)

※市町ごとに多少名称が異なります。

異動届の提出期限を厳守してください！

異動届の提出が遅れると、退職や休職又は転勤等をした従業員の方(納税義務者)が納めるべき税額が、特別徴収義務者である事業主の方の滞納となったり、税額変更や普通徴収への切り替え処理が遅れる結果、納税義務者の方に対して一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう恐れがあります。



●退職により一括徴収する場合の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成27年10月1日	〇〇〇〇市長様	所在地 栃木県△△△町△△△2-2-2	特別徴収義務者 △△△株式会社	代表取締役社長 八汐 るり	〒32X-XXXX	1. 現年度 2. 前年度 3. 新年度	特別徴収義務者 指定番号 個人番号	連絡者の 係名及び 氏名並び に電話番号	係 下野 一男 電話 028-XXXX-XXXX
フリガナ ハナワダ ハナコ	氏名 靖田 花子 (旧姓 栃木)	旧住所 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。) 〇〇〇〇市〇〇〇〇1-2-3	現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所) □□□町□□□□999	特別徴収税額 (年税額) 121,000	異動年月日 平成27年9月30日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所異動 8. 育児休業 9. その他 a. 給受給者が2名以下 b. 事業所等特別徴収 c. 均等割非課税基準所 得以下 d. 給与から税額が引き きれない e. 給与の支払が不定期 f. 事業専従者	異動後の未徴収 税額の徴収 1. 特別徴収継続 (前年度発生で徴収を継続) →新動着先でC欄を記入 2. 一括徴収 (未徴収税額を退職者から全額 徴収して納入) →A欄を記入 3. 普通徴収 (未徴収税額を本人が納付) →B欄を記入	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 (支払予定額) 円 1,890,100	退職手当等の 支払額 (支払予定額) 円 1,567,832
給与所得者 生年月日 SXX.XX.XX	徴収済月 徴収済額 51,000	未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000	一括徴収予定額 (合計(ウ)と同額) 70,000	市町村 記入欄					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由 1. 異動が平成27年12月31日までで、申出があったため(9月2日申出) 2. 異動が平成27年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	異動者印 (印)	給与又は 退職手当等の 支払予定月日 10・9	一括徴収予定額 50,000	合計 (上記(ウ)と同額) 70,000	市町村 記入欄
B欄 一括徴収できない理由 (○を付してください。) 1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当がないため又は 未徴収税額より少ないため 2. その他理由()		10・23	20,000		

C欄 転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

継続 新規	納入額の要否 (新年度の場合)	要・不要	給与支払方法 及びその期間	払込を希望する金融 機関の所在地及び名称	受給者番号	特別徴収義務者 指定番号	連絡者の 係名及び 氏名並び に電話番号	係 氏名 電話
上記の者に係る月割額 円を 月分から徴収し 納入します。			所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 代表者の 職氏名印					

※市町ごとに様式が多少異なります。

●退職により普通徴収へ切り替える場合の記載例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成27年10月1日		（給与） 特別徴収義務者 〇〇〇〇市長様	所在地 栃木県△△△町△△△2-2-2	氏名又は名称 △△△株式会社	代表者の職氏名印 代表取締役社長 八汐 るり	〒32×-××××	※市町村処理欄 1. 現年度 2. 両年度 3. 新年度	特別徴収義務者 指定番号 個人番号	××××××	×××	連絡者の係 人事課給与係	氏名 下野 一男	電話 028-×××-××××
フリガナ ハナワダ ハナコ	生年月日 S××.××.××	（ア） 特別徴収税額 （年税額）	121,000	異動年月日 平成27年9月30日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所異動 8. 育児休業	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 （新勤務先で徴収を継続） →新勤務先でC欄を記入 2. 一括徴収 （未徴収税額を退職者から金額徴収して納入） →A欄を記入 3. 普通徴収 （未徴収税額を本人が納付） →B欄を記入	1月1日以降退職時までの給与支払額 （支払予定額）	1,890,100	0	控除社会保険料	218,000	8	
氏名 橋田 花子	（旧姓 橋木）	（イ） 徴収済月 平成27年6月から 平成27年10月まで	徴収済額 51,000	（ウ） 未徴収税額 （ア）-（イ）	70,000								
旧住所 （1月1日現在の住所…必ず記入願います。）	〇〇〇〇市〇〇〇〇1-2-3												
現住所 （給与の支払を受けなくなった後の住所）	〇〇〇〇市〇〇〇〇999												

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由		異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計 （上記（ウ）と同額）	※市町村記入欄
1. 異動が平成（ ）年12月31日までで、申出があったため 2. 異動が平成（ ）年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため						
一括徴収した税額は、（ ）月分で納入します。（（ ）月 日納期限）						
B欄 一括徴収できない理由 （○を付してください。） ① 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため 2. その他 理由（ ）						

C欄 転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

継続 新規	納入書の要否 （新規の場合）	要・不要	給与支払方法及びその期間	支払を希望する金額 機関の所在地及び名称	受給者番号	特別徴収義務者 指定番号	個人番号	連絡者の係 人事課給与係	氏名 下野 一男	電話 028-×××-××××
上記の者に係る月割額 円を 月分から徴収し 納入します。			所在地 〒32×-××××							

※市町ごとに様式が多少異なります。

●転勤等により特別徴収を継続する場合の記載例

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成27年10月1日		（給与） 特別徴収義務者 〇〇〇〇市長様	所在地 栃木県△△△町△△△2-2-2	氏名又は名称 △△△株式会社	代表者の職氏名印 代表取締役社長 八汐 るり	〒32×-××××	※市町村処理欄 1. 現年度 2. 両年度 3. 新年度	特別徴収義務者 指定番号 個人番号	××××××	×××	連絡者の係 人事課給与係	氏名 下野 一男	電話 028-×××-××××
フリガナ トチノキ マルオ	生年月日 S××.××.××	（ア） 特別徴収税額 （年税額）	121,000	異動年月日 平成27年9月30日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社倒産 7. 住所異動 8. 育児休業	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 （新勤務先で徴収を継続） →新勤務先でC欄を記入 2. 一括徴収 （未徴収税額を退職者から金額徴収して納入） →A欄を記入 3. 普通徴収 （未徴収税額を本人が納付） →B欄を記入	1月1日以降退職時までの給与支払額 （支払予定額）	1,890,100	0	控除社会保険料	218,000	8	
氏名 様ノ木 まるお	（旧姓 様ノ木）	（イ） 徴収済月 平成27年6月から 平成27年10月まで	徴収済額 51,000	（ウ） 未徴収税額 （ア）-（イ）	70,000								
旧住所 （1月1日現在の住所…必ず記入願います。）	〇〇〇〇市〇〇〇〇4-5-6												
現住所 （給与の支払を受けなくなった後の住所）													

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

A欄 一括徴収の理由		異動者印	給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額	合計 （上記（ウ）と同額）	※市町村記入欄
1. 異動が平成（ ）年12月31日までで、申出があったため 2. その他 理由（ ）						

C欄 転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

継続 新規	納入書の要否 （新規の場合）	要・不要	給与支払方法及びその期間 月給・毎月25日	支払を希望する金額 機関の所在地及び名称	受給者番号	特別徴収義務者 指定番号	個人番号	連絡者の係 人事係	氏名 山野 幸	電話 0283-**-****
上記の者に係る月割額 10,000円を 11月分から徴収し 納入します。			月給・毎月25日	所在地 〒32×-××××						
				氏名又は名称 有限会社 ☆☆☆						
				代表取締役 山野 歩						

○新しい勤務先が、まだ特別徴収義務者に指定されていない場合は、「新規」を○で囲む。

※市町ごとに様式が多少異なります。

5 その他

年度途中の特別徴収への切り替え

中途採用等により従業員の方から個人住民税を特別徴収の方法で徴収してほしい旨の申し出があった場合は、事業主の方から当該従業員の方のお住まいになっている市町に「特別徴収への変更届出書(切替申請書)※」を提出していただく必要があります。

ただし、届出時点で普通徴収の納期限が過ぎている分については、特別徴収に切り替えることはできません。

※市町ごとに名称や様式が多少異なります。

特別徴収義務者の所在地・名称・電話番号等の変更

特別徴収義務者の方の所在地や名称等に変更があった場合や、事業所の合併等があった場合は、「所在地・名称等変更届出書※」を提出してください。

合併の場合には、「給与所得者異動届出書※」を併せて提出していただく必要があります。

※市町ごとに名称や様式が多少異なります。

● 給与所得に係る特別徴収推進の取組みに関するお問い合わせ（特別徴収義務者への一斉指定等）

担当課等	電話番号
県経営管理部税務課	028-623-2108
宇都宮県税事務所 地方税協働徴収担当	028-626-3170
矢板県税事務所 地方税協働徴収担当	0287-43-4315

担当課等	電話番号
県総合政策部市町村課	028-623-2118
栃木県税事務所 地方税協働徴収担当	0282-23-3442

● 特別徴収の具体的な手続きに関するお問い合わせ（各市町個人住民税担当課）

担当課等	電話番号
宇都宮市市民税課	028-632-2209
足利市税務課	0284-20-2128
栃木市市民税課	0282-21-2265
佐野市市民税課	0283-20-3008
鹿沼市税務課	0289-63-2112
日光市税務課	0288-21-5113
小山市市民税課	0285-22-9425
真岡市税務課	0285-83-8113
大田原市税務課	0287-23-8725
矢板市税務課	0287-43-1115
那須塩原市課税課	0287-62-7121
さくら市税務課	028-681-1114
那須烏山市税務課	0287-83-1114
下野市税務課	0285-40-5554

担当課等	電話番号
上三川町税務課	0285-56-9122
益子町税務課	0285-72-8832
茂木町税務課	0285-63-5638
市貝町税務課	0285-68-1112
芳賀町税務課	028-677-6013
壬生町税務課	0282-81-1817
野木町税務課	0280-57-4122
塩谷町税務課	0287-45-1117
高根沢町税務課	028-675-8103
那須町税務課	0287-72-6903
那珂川町税務課	0287-92-1120

